（一般バケットの調整後スプレッド）

第二十八条　一般バケットの調整後スプレッドは、保険契約ポートフォリオの通貨ごとに、保険業を営む者（これに準ずる外国の者を含む。以下同じ。）の保有資産を考慮して設定した仮想的な資産ポートフォリオを用いて第二十六条第一項に規定する算式を適用して算出した値に80％を乗じたものとする。

第四款　MOCE

（MOCEの額の計算）

第二十九条　MOCEの額（保険負債の額の評価において、保険契約上の債務に関連するキャッシュ・フローに内在する不確実性を考慮するために現在推計の額に上乗せされるマージンの額をいう。第四十七条第三項第一号及び第百七十五条第二項において同じ。）は、次の算式に基づき算出する。

$$\text{資本コスト率} \times \sum_{t \geq 0} \frac{\text{推計所要資本}(t)}{\left(1 + \text{割引率}(t)\right)^{t}}$$

資本コスト率は、３％

推計所要資本(t)は、基準日からt年経過時点における推計所要資本の額

割引率(t)は、日本円における第十七条に規定する年限t年のリスクフリー・レートのイールド・カーブ

（推計所要資本の額の計算）

第三十条　前条の算式における「基準日からt年経過時点における推計所要資本の額」は、基準日からt年経過時点における保有保険契約（現在推計の額及び再保険回収額の計算における前提条件に基づき当該時点まで推移した、第十一条第三項（第三十三条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に従い基準日時点において保険会社等が認識する保険契約をいう。以下この条において同じ。）に基づく次の各号に掲げるリスクの額を基礎として、第五章及び第六章に定める方法のうち、所要資本の額の計算に当たって報告保険会社等が採用する方法により統合した額とする。ただし、次の各号に掲げるリスクの額以外のリスクの額は０とする。

一　生命保険リスクの額（第四十五条第一項第一号イ⑴に掲げるものをいう。）

二　損害保険リスクの額（第四十五条第一項第一号イ⑵に掲げるものをいう。ただし、引き受けることが期待される新規保険契約に係る額を除く。）

三　巨大災害リスクの額（第四十五条第一項第一号イ⑶に掲げるものをいう。ただし、引き受けることが期待される新規保険契約に係る額を除く。）

四　再保険に係る信用リスクの額（第四十五条第一項第一号イ⑸に掲げる信用リスクの額のうち再保険に係るものをいう。）

五　オペレーショナル・リスクの額（第四十五条第一項第一号イ⑹に掲げるものをいう。）

２　基準日からt年経過時点における保有保険契約に基づく前項各号のリスクの額は、第五章及び第六章に定める計算方法のうち、所要資本の額の計算に当たって報告保険会社等が採用する計算方法を適用することにより算出した額とする。

３　前項に規定する方法の計算が困難な場合においては、次の各号に掲げるリスクの額の区分に応じ、当該各号に定める方法により基準日からt年経過時点における保有保険契約に基づく第一項各号のリスクの額をそれぞれ算出することができる。

一　第一項第一号から第三号までに掲げるリスクの額　基準日におけるリスクの額のサブリスクの額（当該リスクの額の構成要素であるリスクの額をいう。以下この号において同じ。）に対して、当該サブリスクの額の基準日からt年経過時点におけるランオフ・パターン（基準日時点のあるリスクの額に対する、基準日からt年経過時点における保有保険契約に基づく当該リスクの額の割合を近似する適切な指標をいう。以下この項において同じ。）を乗じることにより、基準日からt年経過時点における保有保険契約に基づくサブリスクの額を算出し、これにより得られたそれぞれのサブリスクの額を、第五章及び第六章に定める方法のうち、所要資本の額の計算に当たって報告保険会社等が採用する方法により統合することにより、基準日からt年経過時点における保有保険契約に基づくリスクの額を算出する方法

二　第一項第四号及び第五号に掲げるリスクの額　基準日におけるリスクの額に対して、当該リスクの額の基準日からt年経過時点におけるランオフ・パターンを乗じることにより、基準日からt年経過時点における保有保険契約に基づくリスクの額を算出する方法

４　前各項の算出に当たって、基準日からt年経過時点における外国通貨建ての額を日本円に換算する場合には、基準日における日本円と当該外国通貨の第十七条に規定するリスクフリー・レートのイールド・カーブから計算される年限t年のフォワード為替レートを用いるものとする。

第五款　資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約

（資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の定義）

第三十一条　資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約は、保険契約に関連する将来キャッシュ・フローが、市場価格が観測可能な金融商品等を用いて高い信頼性をもって複製することができる（保険契約に関連する将来キャッシュ・フローが、いかなる場合においても市場価格が観測可能な金融商品等によるキャッシュ・フローで正確に再現できることをいう。）保険契約をいう。ただし、次の各号に掲げる場合には、保険契約に関連する将来キャッシュ・フローは、高い信頼性をもって複製することができないものとする。

一　現在推計の額が、解約及び失効等の契約上のオプションに依存している場合

二　現在推計の額が、死亡率又は罹患及び障害に係る発生率に依存している場合

三　保険契約に関連する経費が、高い信頼性をもって複製することができない場合